

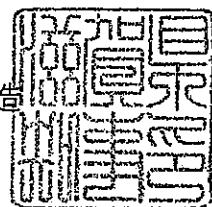
資料 2

滋 水 第 415 号
令和5年(2023年)4月24日

琵琶湖海区漁場管理委員会

会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖海区の漁業権における資源管理の状況等の報告
および漁業法第91条第1項に基づく指導について(報告・諮問)

のことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第2項の規定に基づき、
琵琶湖海区における漁業権の資源管理の状況等について貴委員会に報告します。

また、別添報告書のとおり、免許番号 共第126号、共第155号、共第161号、共第165
号、共第168号および共第169号について、同法第91条第1項第2号に該当すると認められることから、同条第1項の規定により指導してよろしいか貴委員会の意見を求める

0 0 0

1. 資源管理の状況等の報告について

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認めて免許されるものであり、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない（法第90条第1項及び施行規則第28条）。

2. 活用状況の確認と指導の判断

報告のあった漁業権について、別添チェックシートにより活用状況の確認を行った。チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行う事となるが、「合理的な理由」が認められた場合は、指導の対象から除外した。この場合の「合理的な理由」は下記のとおりとした。

- ・資源保護のためやむを得ない休業
- ・公共工事によるやむを得ない休業
- ・行使者病気療養中のためやむを得ない休業
- ・行使者がおらず操業出来ていなかつたが、行使者が決定し準備中の漁業権
- ・KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業
- ・良好な母貝が入手できないためやむを得ない休業
- ・本年9月の漁業権の切り替えをしないことを表明している漁業権

上記「合理的な理由」に該当しない漁業権で、2年以上、行使が行われていない下記漁業権を法第91条に基づく指導の対象とした。

免許番号 共第126号、共第155号、共第161号、共第165号、
共第168号、共第169号

3. 根拠条文等

○漁業法<抜粋>

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林

水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(平三〇法九五・追加)

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

- 一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。
二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

○改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（2水管第499号水産庁長官通知）
<抜粋>

3 指導及び勧告

都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならないとされている（法第61条）。

このため、都道府県知事は、漁業権者が次の（1）又は（2）に規定する状態にあると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し（法第91条第1項）、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべき旨を勧告するものとされている（法第91条第2項）。また、都道府県知事は、勧告をした者が、その勧告に従わないときは、その

漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる（法第 92 条第 2 項第 2 号）。法第 91 条に該当する場合には、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、指導及び勧告を行うことが求められる（法第 91 条第 3 項）。

また、密漁など、水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善について漁業関係法令に違反する行為を行う者に対しては、関係行政機関と連携して取締りを実施することが適当である。

都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、都道府県知事による法第 91 条に基づく指導を行い、早期の是正を目指すことが求められる。都道府県は漁業権者から資源管理の状況等の報告を受けた場合には、法第 91 条の規定による指導の必要性につき検討を行う必要がある。なお、指導又は勧告の判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙 3）を添付するので、これにより運用されたい。

(1)漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき（法第 91 条第 1 項第 1 号）。「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしているとき」とは、例えば、漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げているとき、団体漁業権者が組合員行使権者に行使規則の遵守について指導を行わないなど行使規則の運用が不適切であるとき、通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しているとき等が想定される。

「海洋環境の悪化を引き起こしているとき」とは、例えば、過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させているとき、漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させているとき、甚大な被害が想定されるにもかかわらず魚類防疫の観点から適切な対応がなされていないとき等が想定される。

(2)合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき（法第 91 条第 1 項第 2 号）。

「合理的な理由」とは、第 3 の 2(2)アに掲げるよう、例えば、資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っているとき、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できないとき、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できないとき等が想定される。

また、「一部を利用していない」には、区画漁業権の利用度が著しく低く実際にはより小さい区域で同程度の生産を確保できる場合や、当該区画での養殖期間を十分に利用していない場合等も含まれる。

令和3年次 第1種共同漁業権(貝類)(行度の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

	2(1)漁業執務規則第39条に規定する「免許の交付を遅延する事由」の第1項に該当するものによる許可の遅延する事由の状況	2(2)法第72条に規定する「免許の交付を遅延する事由」の第1項に該当するものによる許可の遅延する事由の状況	2(3)漁業活動の実施に及ぼす影響	2(4)通常の漁業活動の実施に及ぼす影響	2(5)資源管理の実施に及ぼす影響	2(6)漁業活動の実施に及ぼす影響	2(7)漁業施設の設置に及ぼす影響	2(8)通常の漁業活動の実施に及ぼす影響	3(1)操業が可能な全期間を用いている	3(2)漁業活動の実施に及ぼす影響	3(3)漁業活動の実施に及ぼす影響	3(4)漁業活動の実施に及ぼす影響	4 評価	評価理由	
1 漁業権の運営に係る基づく資源管理の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第1項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第2項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第3項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第4項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第5項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第6項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第7項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第8項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第9項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第10項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第11項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第12項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第13項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第14項に該当する事由の状況	該当する事由のうち、免許の交付を遅延する事由の第15項に該当する事由の状況

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	漁法	漁獲合計(kg)
共第1号	冲島漁協	×			貝曳き網	
共第2号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第3号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第2号	堅田漁協	○	11	1,100	貝曳き網	35,487
共第3号	堅田漁協	○	2号に合算		貝曳き網	
共第2号	中主漁協	○	3	35	貝曳き網	200
共第3号	中主漁協	○	3	35	貝曳き網	400
共第2号	近江八幡漁協	○			貝曳き網	500
共第3号	近江八幡漁協	○			貝曳き網	300
共第3号	湖南漁協	○	4	13	貝曳き網	394
共第3号	瀬田前漁協	○	3	3	貝曳き網	3
共第3号	勢多川漁協	○	6		貝曳き網	30

令和3年次 第2種共同漁業権(やな)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業権	2(1)漁業 免許以 降、法第90 条第1項に 基づく資源 管理の状況 等の報告を 毎年行つて いる(注1)	2(2)法第 72条に規定 する「免許 についての 争議」を有し ては漁業紛 争の解決に向 けて誠実に 取り組んで いる	2(3)漁業 免許が記さ ない又 は放棄して いる	2(4)漁業 免許を適切 に実施して いる	2(5)資源 管理を適切 に実施して いる	2(6)漁業 施設を放棄 してしまっ た	2(7)漁具 や漁獲物を 放置して いる	2(8)漁業 活動を妨 げて他者 の漁業生 産活動を妨 げない	3(1)漁業 免許が記さ ない又 は放棄して いる	3(2)漁業 免許が記さ ない又 は放棄して いる	3(3)漁業 免許を利 用している よう、生産 量等の項目 を計測する 事業者等に ては漁業生 産活動を妨 げない	3(4)漁業 免許を利 用している よう、生産 量等の項目 を計測する 事業者等に ては漁業生 産活動を妨 げない	4 評価	評価理由	
1 漁業権	2(1)漁業 免許以 降、法第90 条第1項に 基づく資源 管理の状況 等の報告を 毎年行つて いる(注1)	2(2)法第 72条に規定 する「免許 についての 争議」を有し ては漁業紛 争の解決に向 けて誠実に 取り組んで いる	2(3)漁業 免許が記さ ない又 は放棄して いる	2(4)漁業 免許を適切 に実施して いる	2(5)資源 管理を適切 に実施して いる	2(6)漁業 施設を放棄 してしまっ た	2(7)漁具 や漁獲物を 放置して いる	2(8)漁業 活動を妨 げて他者 の漁業生 産活動を妨 げない	3(1)漁業 免許が記さ ない又 は放棄して いる	3(2)漁業 免許が記さ ない又 は放棄して いる	3(3)漁業 免許を利 用している よう、生産 量等の項目 を計測する 事業者等に ては漁業生 産活動を妨 げない	3(4)漁業 免許を利 用している よう、生産 量等の項目 を計測する 事業者等に ては漁業生 産活動を妨 げない	4 評価	評価理由	
共第201号	上多良漁協	○	7	5月10日～8月20日	60	1,270	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共第202号	南浜漁協	○	4	3月31日～9月30日		29,240	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共第203号	南浜漁協	○	1			3,480	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共第204号	西津井漁協	×				0	○	○	○	○	○	○	×	○	○
共第205号	百瀬漁協	○	10	4月10日～6月27日	78	8,028	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共第206号	浜分漁協	○	13	4月3日～8月20日	109	15,800	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共第207号	北船木漁協	○	21	3月15日～8月20日	120	53,065	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共第208号	北船木漁協	○	207号合算	3月15日～8月20日		207号合算	○	○	○	○	○	○	○	○	○
															115,283

第2種共同漁業権(えり・落網)行使の状況と漁業法第91条の指揮または勧告に関する評価)

評価理由		評価		評価理由	
2(1)漁業権	2(2)漁業権	3(1)漁業権	3(2)漁業権	3(3)漁業権	3(4)漁業権
1. 漁業権の免許は関係法令を遵守している	2. 関係法令を遵守している	3. 漁業権が持続的に利用できるよう、生産量等の項目を会む事業に計画等を自らの事業に計画的活動を行っている	4. 漁業権を決定するよう助言のみ	5. 漁業権を決定するよう助言のみ	6. 漁業権を決定するよう助言のみ
2(5)資源	2(6)資源	2(7)資源	2(8)資源	2(9)資源	2(10)資源
1. 資源を適切に管理している	2. 管理が悪い又は危険な状況についての対応が悪い	3. 資源が放棄するなどして他の危険な状況に有している	4. 資源が放棄するなどして他の危険な状況に有している	5. 資源が放棄するなどして他の危険な状況に有している	6. 資源が放棄するなどして他の危険な状況に有している
2(11)漁業規制	2(12)漁業規制	2(13)漁業規制	2(14)漁業規制	2(15)漁業規制	2(16)漁業規制
1. 漁業規制が年毎に実施されている	2. 漁業規制が年毎に実施されていない	3. 漁業規制が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	4. 漁業規制が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	5. 漁業規制が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	6. 漁業規制が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している
2(17)漁業監査	2(18)漁業監査	2(19)漁業監査	2(20)漁業監査	2(21)漁業監査	2(22)漁業監査
1. 漁業監査が年毎に実施されている	2. 漁業監査が年毎に実施されていない	3. 漁業監査が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	4. 漁業監査が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	5. 漁業監査が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	6. 漁業監査が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している
2(23)漁業監査報告書	2(24)漁業監査報告書	2(25)漁業監査報告書	2(26)漁業監査報告書	2(27)漁業監査報告書	2(28)漁業監査報告書
1. 漁業監査報告書が年毎に実施されている	2. 漁業監査報告書が年毎に実施されていない	3. 漁業監査報告書が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	4. 漁業監査報告書が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	5. 漁業監査報告書が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している	6. 漁業監査報告書が年毎に実施されない又は実施するに際しては、漁場紛争による危険性を有している

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	操業合計(kg)
共第101号	志賀町漁協	x			0
共第102号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月25日	161 1,673
共第103号	志賀町漁協	○	2	1月13日～12月24日	147 3,877
共第104号	志賀町漁協	x			0
共第105号	志賀町漁協	x			0
共第106号	志賀町漁協	○	1	1月12日～12月25日	169 1,239
共第107号	志賀町漁協	x			0
共第108号	志賀町漁協	○	1	1月12日～12月25日	152 967
共第109号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月25日	178 2,151
共第110号	志賀町漁協	○	1	1月12日～12月25日	152 967
共第111号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月25日	160 1,130
共第112号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月25日	160 1,130
共第113号	志賀町漁協	x			0
共第114号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月25日	149 2,702
共第115号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月25日	178 2,151
共第116号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月25日	178 2,151
共第117号	堅田漁協	○	1	1月12日～12月25日	168 5,643
共第118号	堅田漁協	○	2	1月12日～12月25日	175 8,387
共第119号	堅田漁協	○	1	1月12日～12月25日	94 2,705
共第120号	堅田漁協	x			0
共第121号	堅田漁協	○	1	1月12日～8月6日	78 2,259
共第122号	堅田漁協	x	1		0
共第123号	大津漁協	x			0
共第124号	大津漁協	○	3	5月10日～12月25日	47 647
共第125号	湖南漁協	x			0

令和3年次 第2種共同漁業権(えり・落網)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

		1 漁業権(2)(1)漁業免許以降連守している場合(注1)漁業免許第90条に基づく漁業基準の状況等の報告についての年行ついている(注1)		2(2)法第72条に規定する「免許を有する者」による漁業活動(注1)		2(5)資源管理を適切に実施している場合(注1)		2(6)資源管理を適切に実施していない場合(注1)		2(7)漁具や業種別に資源を適切に実施している場合(注1)		3(1)漁業の金額を用いる場合(注1)		3(2)通常や業種別に資源を適切に実施していない場合(注1)		3(3)漁業が可否を判断する理由	
共第126号	山田漁協	x		0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	0	0	0
共第127号	志那漁協	○	2 3月30日～6月10日	134	698	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第128号	志那漁協	○	1 3月1日～6月20日	173	1,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第129号	玉津小津漁協	○	1 2月15日～6月18日	142	302	0	0	0	0	0	0	0	0	x	0	0	0
共第130号	守山漁協	x		0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	0	0	0
共第131号	守山漁協	x		0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	0	0	0
共第132号	守山漁協	○	1 12月1日～12月25日	7	433	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第133号	守山漁協	○	2 12月1日～12月25日	7	757	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第134号	守山漁協	○	1 12月1日～12月25日	7	686	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第135号	守山漁協	○	12月1日～12月25日	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第136号	守山漁協	○	1 12月1日～12月25日	7	804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第137号	守山漁協	x		0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	0	0	0
共第138号	中主漁協	○	2 1月12日～12月24日	100	1,268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第139号	中主漁協	○	2 1月12日～12月24日	110	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第140号	中主漁協	○	2 1月12日～12月24日	130	3,064	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第141号	中主漁協	○	2 1月12日～12月24日	120	2,439	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第142号	近江八幡漁協	○	1 2月6日～6月26日	70	480.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第143号	沖島漁協	○	3 12月1日～12月15日	8	373	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第144号	沖島漁協	x		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第145号	沖島漁協	○	3 12月1日～12月15日	8	511	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第146号	沖島漁協	x		0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	0	0	0
共第147号	沖島漁協	○	3 12月1日～12月15日	8	714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第148号	沖島漁協	○	3 12月1日～12月15日	8	1,032	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第149号	能登川漁協	○	5 1月1日～6月31日	30	689	0	0	0	0	0	0	x	0	0	0	0	0
共第150号	能登川漁協	○	5 1月1日～6月31日	30	547	0	0	0	0	0	0	x	0	0	0	0	0

令和3年次 第2種共同漁業権(えり・落網)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

漁業権							2(1)漁業 免許登録 の届け出 の有無	2(2)法第 72条に規定 する「免許登 録の届け出 の有無」	2(3)漁業 活動を実施 していない又 は実施してい るが、漁業活動 の状況等の報 告を行つてお らず(注1)	2(4)漁業 活動を実施 していない又 は実施してい るが、漁業活動 の状況等の報 告を行つてお らず(注1)	2(5)資源 管理を適切 に実施して いる	2(6)資源 を放棄する 際の取扱い	2(7)漁具設 置の可否	2(8)通常 や業務活動 では想定さ れない漁業生 物その他の危 険を及ぼす 行為(注2・3・4)	2(9)漁業 の全額を利 用している ものと認めら れるもの(注5)	3(1)漁業 や業務活動 の実施して いるが、漁業 活動を妨 げて詐欺的 に漁業の生 産活動を行 つておらず(注 5)	3(2)漁業 や業務活動 の実施して いるが、漁業 活動を妨 げて詐欺的 に漁業の生 産活動を行 つておらず(注 5)	3(3)漁場 の取扱いを檢 討するよう助 言済み	3(4)漁場 の取扱いを檢 討するよう助 言済み	3(5)漁業 の全額を利 用している ものと認めら れるもの(注5)	4 評価 評価理由
共第15号	能登川漁協	x	5	0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第152号	長浜漁協	x		0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第155号	長浜漁協	○	2	1月1日～12月31日	50	43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第156号	長浜漁協	x		0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第157号	長浜漁協	x	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第158号	南浜漁協	○	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第159号	南浜漁協	x		0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第160号	南浜漁協	x		0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第161号	南浜漁協	x		0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第162号	南浜漁協	x	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第163号	南浜漁協	○	1	12月1日～12月10日	3	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第164号	朝日漁協	○	1	3月1日～6月30日	20	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第165号	朝日漁協	x	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第166号	朝日漁協	○	1	1月1日～12月31日	13	96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第167号	朝日漁協	x		0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第168号	朝日漁協	x	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第169号	朝日漁協	x		0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第170号	朝日漁協	○	2	1月1日～12月31日	5	189	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第171号	西浅井漁協	x	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第172号	西浅井漁協	x		0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第173号	西浅井漁協	○	1	1月13日～12月25日	493	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第174号	西浅井漁協	x	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第175号	西浅井漁協	○	1	1月13日～12月25日	1,195	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第176号	西浅井漁協	○	1	1月13日～12月25日	4,455	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
共第177号	海洋漁協	x	2				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

令和3年次 第2種共同漁業権(えり・落網)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する記述)

1 漁業権		2(1)漁業		2(2)法第72条に規定する「免許」についての規制		2(3)漁業		2(4)漁場		3(1)漁業		3(2)通常や養殖活動では想定されない漁具設置等の行為を伴う、生産者等の漁業生産活動を妨げない他の行為(注2-3-4)		3(3)漁業		3(4)漁場		4 評価理由	
免許第01号 の免許以降の新規登録第90号	漁業権第1項に基づく資源管理の報告を行っている(注)	免許争いが起きた場合は争奪紛争の解消法に向取組んでいる	漁業権切替を実施して他者の漁業生産活動を妨げていない	漁業権を放棄して他の漁業生産活動を妨げないものを使っている	漁業権を放棄して他の漁業生産活動を妨げないものを使っている	漁業権を放棄して他の漁業生産活動を妨げないものを使っている	漁業権を放棄して他の漁業生産活動を妨げないものを使っている	漁業権を放棄して他の漁業生産活動を妨げないものを使っている	漁業権を放棄して他の漁業生産活動を妨げないものを使っている	漁業権を放棄して他の漁業生産活動を妨げないものを使っている	漁業権を放棄して他の漁業生産活動を妨げないものを使っている								
共第178号	海津漁協	×	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第179号	海津漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第180号	百瀬漁協	○	1	151	7,753	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第181号	百瀬漁協	○	2	126	2,758	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第182号	百瀬漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第183号	百瀬漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第184号	浜分漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第185号	浜分漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第187号	今津漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第188号	今津漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第189号	湖西漁協	○	5	1月1日～12月31日	10	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第190号	北船木漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第191号	北船木漁協・三和漁協	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第192号	三和漁協	○	3	3月15日～9月15日、10月15日～12月22日	257	16,556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第193号	三和漁協	×	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第194号	三和漁協	×	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第195号	中主漁協	○	2	1月12日～12月24日	119	1,677	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共第197号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月25日	161	1,673	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

調査回答の取締記録 総会報告 分会相談等 行使規則 ヒアリング
開き取り等 開き取り等 の情報 録録 の情報 告白書 業務報告書

令和3年次 海区第5種共同漁業権(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

	2(1) 漁業権	2(2) 法第72条に規定する「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	2(4) 漁場紛争に際して「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	2(5) 資源管理を適切に実施している又は資源を放棄する等の行為による「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	2(7) 漁具や養殖施設を放置して資源を競争する「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	2(8) 通常の漁業活動では規定されるべき事項に該当しない場合	3(1) 操業や養殖が可能な限りの期間を用いている	3(3) 漁場の全てを利する	3(4) 漁場の全額を利する	4. 評価理由
1 漁業権基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)	該当する 基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合	該当する 「免許を以て関係法令を遵守していいる」場合

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	漁獲合計(kg)
共第501号	志那漁協	○	2	27	63.7
共第502号	近江八幡漁協	○	7	30	18.5
共第503号	天野川漁協	○	4	85	750.0
共第504号	朝日漁協	×			0.0

第1種区画漁業権(小割養殖業)（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	生産合計 (kg)	備考
区第1301号	沖島漁協	x	2	0	生け簀2張
区第1302号	沖島漁協	x	3	0	生け簀20張
区第1303号	西浅井漁協	○	1	565	生け簀7張
区第1304号	西浅井漁協	○	1	787	生け簀6張

令和3年次 第1種区画漁業権(真珠養殖業)行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価

免許番号	免許者	行便状況	海上作業者数	施術者数	海上作業日数	漁業収容員数(無職者)	自家生産者登録人數(有職者)	漁業生産量(t)	漁業生産量(t)
区第0号	豊田漁協	○	1	1	60	300	500		0
区第1号	池端真珠有限会社	○	1	1	100	3800	12000	16000	0
区第4号	羽根来治	○	1	1		2284	500		0
区第5号	中山漁司	○	1	1	50	1800			0
区第5号	中山漁司	○	1	1	50	4号合算			0
区第6号	近江真珠式会社	○	3	2	100	2800	14,500	10,000	600
区第7号	有斐会社山本真珠	○	1	1		800	800		0
区第9号	株式会社鷹保	×							0
区第10号	西野 伸	○	1		12		200		0
区第10号	川端真珠有限会社	○	1	1	85		4722	3368	94
区第11号	鷹木庄榮株式会社	○	1	1	80	3000	9500	800	30
								20000	830

令和3年次 第1種区画漁業権(真珠貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

第1種共同漁業権(見類)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	漁法	漁獲合計 (kg)
共第1号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第2号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第3号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第2号	堅田漁協	○	9	1,000	貝曳き網	32,107
共第3号	堅田漁協	○		2号に合算	貝曳き網	
共第2号	中主漁協	○	4	32	貝曳き網	1,400
共第3号	中主漁協	○	4	32	貝曳き網	1,400
共第2号	近江八幡漁協	○	18	90	貝曳き網	500
共第3号	近江八幡漁協	○		2号に合算	貝曳き網	300
共第3号	湖南漁協	○	2	8	貝搔き網	67
共第3号	湖田町漁協	○	2	2	貝搔き網	2
共第3号	勢多川漁協	○	6	18	貝曳き網	10

第2種共同漁業権(やな)(行使の状況など漁業法第91条の指導または勧告に繋する評価)

評価理由	4. 評価場		
	3(4)漁場	3(3)漁業	3(2)操業
2(8)通常の漁業活動や養殖が可の全てを利する。生産量等の項目を含む書類等に記載する。(注4)	○	○	○
2(7)漁具や漁業施設を適切に配置する。では複数の漁場開拓を用いている。	○	○	○
2(5)資源管理を適切に実施している。	○	○	○
2(4)法第72条に規定がない又は漁場競争に向けた試験に取り組んでいる。	○	○	○
2(2)法第72条に規定がない又は漁場競争に向けた試験に取り組んでいる。	○	○	○
2(1)漁業権関係法令を遵守していける。第1項に基づく基盤管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)	○	○	○

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業期間	操業日数	漁獲合計(kg)
共第201号	上多良漁協	○	7	5月10日～7月30日	44	454
共第202号	南浜漁協	○	4	3月11日～9月16日	60	27,664
共第203号	南浜漁協	○	1	3月11日～8月20日	60	2,485
共第204号	西浅井漁協	×			0	
共第205号	百瀬漁協	○	9	4月4日～8月4日	108	12,958
共第206号	浜分漁協	○	10	4月10日～8月15日	120	14,210
共第207号	北船木漁協	○	20	3月15日～8月20日	130	37,680
共第208号	北船木漁協	○	207号合算	3月15日～8月20日	207号合算	

令和4年次 第2種共同漁業権(えり・落網)（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	採業期間	採業日数	漁獲合計(kg)	評価理由			
							2(1)漁業権以降遵守している旨を記載する「免許」等1項目に基づく漁業の状況	2(2)法規に基づき定めた規制を遵守していない旨を記載する「免許」等1項目に基づく漁業の状況	2(3)通常の漁業活動や漁業施設の運営に影響を与える行為をしていない旨を記載する「免許」等1項目に基づく漁業の状況	2(4)漁業活動が起きた他の漁業者との競争争合に及ぼす影響等の解消法に向けた取組み
共第101号	志賀町漁協	x				0	○	○	○	○
共第102号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月21日	160	1,940	○	○	○	○
共第103号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月21日	153	4,186	○	○	○	○
共第104号	志賀町漁協	x				0	○	○	○	○
共第105号	志賀町漁協	x				0	○	○	○	○
共第106号	志賀町漁協	○	1	1月12日～12月21日	148	1,340	○	○	○	○
共第107号	志賀町漁協	x				0	○	○	○	○
共第108号	志賀町漁協	○	1	1月12日～12月21日	153	885	○	○	○	○
共第109号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月21日	163	2,083	○	○	○	○
共第110号	志賀町漁協	○	1	1月12日～12月21日	153	885	○	○	○	○
共第111号	志賀町漁協	○	3	1月12日～12月21日	158	1,558	○	○	○	○
共第112号	志賀町漁協	○	3	1月12日～12月21日	158	1,558	○	○	○	○
共第113号	志賀町漁協	x				0	○	○	○	○
共第114号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月21日	138	1,907	○	○	○	○
共第115号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月21日	163	2,083	○	○	○	○
共第116号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月21日	163	2,083	○	○	○	○
共第117号	堅田漁協	○	1	1月12日～10月20日	145	3,735	○	○	○	○
共第118号	堅田漁協	○	1	1月12日～12月20日	148	3,161	○	○	○	○
共第119号	堅田漁協	○	1	1月12日～12月20日	76	4,215	○	○	○	○
共第120号	堅田漁協	x				0	○	○	○	○
共第121号	堅田漁協	x				0	○	○	○	○
共第122号	堅田漁協	x				0	○	○	○	○
共第123号	大津漁協	x				0	○	○	○	○
共第124号	大津漁協	○	3	7月26日～12月18日	16	187	○	○	○	○
共第125号	湖南漁協	x				0	○	○	○	○
共第126号	山田漁協	x				0	○	○	○	○
共第127号	志賀漁協	○	2	3月10日～8月20日	156	667	○	○	○	○
共第128号	志賀漁協	○	1	3月24日～7月31日	128	1,149	○	○	○	○

免許番号	漁場	行動状況	行動者数	操業期間	操業日数	漁獲合計(kg)
共第129号	玉津小津漁協	○	1	4月6日～8月19日	67	158
共第130号	守山漁協	×	-	-	-	0
共第131号	守山漁協	×	-	1月1日～12月31日	-	0
共第132号	守山漁協	○	1	1月1日～12月31日	100	366
共第133号	守山漁協	○	1	1月1日～12月31日	100	1,081
共第134号	守山漁協	○	1	1月1日～12月31日	100	718
共第135号	守山漁協	○	1	1月1日～12月31日	134号に記入	-
共第136号	守山漁協	○	2	1月1日～12月31日	100	890
共第137号	守山漁協	×	-	-	-	0
共第138号	中主漁協	○	2	1月12日～12月20日	136	2,351
共第139号	中主漁協	○	2	1月12日～12月20日	145	2,411
共第140号	中主漁協	○	2	1月12日～12月20日	173	7,626
共第141号	中主漁協	○	2	1月12日～12月20日	152	2,263
共第142号	近江八幡漁協	○	1	3月5日～4月30日	40	132.6
共第143号	沖島漁協	○	3	12月3日～12月31日	4	645
共第144号	沖島漁協	×	-	-	-	0
共第145号	冲島漁協	○	3	12月3日～12月9日	4	777
共第146号	冲島漁協	×	-	-	-	0
共第147号	冲島漁協	×	-	-	-	0
共第148号	沖島漁協	○	3	12月3日～12月9日	4	1,056
共第149号	能登川漁協	○	1	1月15日～6月18日	9	1,277
共第150号	能登川漁協	○	1	1月15日～12月8日	7	530
共第151号	能登川漁協	×	-	-	-	0
共第152号	長浜漁協	×	-	-	-	0
共第153号	長浜漁協	○	2	3月1日～12月31日	56	369
共第154号	長浜漁協	×	-	-	-	0
共第155号	長浜漁協	×	-	-	-	0
共第156号	南浜漁協	×	-	-	-	0
共第157号	南浜漁協	×	-	-	-	0

免許番号	漁協	行進状況	行進者数	採集期間	採集日数	漁獲合計(kg)
共第158号	南浜漁協	×				
共第159号	南浜漁協	×				
共第161号	南浜漁協	×				
共第162号	南浜漁協	×				
共第163号	南浜漁協	○	1	12月1日～12月15日	10	378
共第164号	朝日漁協	×				
共第165号	朝日漁協	×				
共第166号	朝日漁協	×				
共第167号	朝日漁協	×				
共第168号	朝日漁協	×				
共第169号	朝日漁協	×				
共第170号	朝日漁協	○	3	11月1日～12月31日	24	189
共第172号	西浅井漁協	×				
共第173号	西浅井漁協	○	1	1月13日～2月27日	30	1,718
共第174号	西浅井漁協	×				0
共第175号	西浅井漁協	○	1	1月13日～12月20日	220	3,478
共第176号	西浅井漁協	○	1	1月13日～12月20日	220	4,229
共第177号	海津漁協	○	2	1月31日～12月21日	25	894
共第178号	海津漁協	○	2	1月31日～12月21日	25	177号ヒラマサ
共第179号	油津漁協	×				0
共第180号	百瀬漁協	○	2	1月13日～12月21日	167	12,234
共第181号	百瀬漁協	○	2	1月13日～12月20日	114	2,720
共第182号	百瀬漁協	×				0
共第183号	百瀬漁協	×				0
共第184号	浜分漁協	×				0
共第186号	浜分漁協	×				0
共第187号	今津漁協					0
共第188号	今津漁協					0
共第189号	湖西漁協	○	5	1月1日～12月31日	10	90

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業期間	操業日数	漁獲合計(kg)
共第190号	北船木漁協	×			0	
共第191号	北船木漁協・三和漁協	×			0	
共第192号	三和漁協	○	3	10月8日～10月8日、10月18日～10月28日	255	13,837
共第193号	三和漁協	×			0	
共第194号	三和漁協	×			0	
共第195号	中生漁協	○	2	1月12日～12月31日	136	2,903
共第197号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月21日	160	1,940

監査回答の取扱記録 総会報告 粉会相談等 行使規則 ヒアリング 通報等の記 開き取り等 発展計画

令和4年次 海区第5種共同漁業権(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

		2(1)漁業 権	2(2)法規 管理	2(4)漁場 や養殖施設	2(5)資源 を適切に 管理する に努め していない ことは漁場紛争 の解決に向 けて誠実に 取り組んで いる。	2(7)漁具 や漁獲物を 放して他 者の漁業生 産活動を妨 げていない ことを示す う。	2(8)通常 や想定され ない爆発 相当程度利 用して他の危 険を及ぼす (注2・3・4)	3(1)漁業 が可 能な期間を 確保する には想定さ れていない 爆発を防ぐ ための措置 を取らね ばならない ことを示す う。	3(3)漁業 の用として いる。	3(4)漁場 を利用す る。	4 評価 評価理由
1 の免許権を 遵守する 基づく資源 管理の状況 等の報告を 毎年行つて いる(注1)											

免許番号	免許者	行使状況	行使者数	操業日数	漁獲合計 (kg)
共第501号	志那漁協	○	2	10	15.0
共第502号	近江八幡漁協	○	8	30	18.5
共第503号	天野川漁協	○	4	30	560.0
共第504号	朝日漁協	×			0.0

第1種区画漁業権(小審議會)の指導または監督する評価)の状況と漁業業者(業者)の行為に關する

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	生産合計 (kg)	備考
区第1301号	沖島漁協	×	2	0	生け簀8張
区第1302号	沖島漁協	×	4	0	生け簀24張
区第1303号	西浅井漁協	○	1	480	生け簀7張
区第1304号	西浅井漁協	○	1	720	生け簀6張

令和4年次 第1種区画漁業権(真珠養殖業) (行使の状況と漁業法第91条の指揮または勧告に関する評価)

1 漁業権	2(1)漁業	2(2)法規	2(3)漁業活動や漁業行動の全てを用いることを目的とする「免許」	2(4)漁業が記載する「免許についての「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定」	2(5)営業	2(6)通常の営業活動を運営する「免許の権限を実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	2(7)漁業	2(8)漁業活動や漁業行動の全てを用いることを目的とする「免許」	3(1)漁業	3(2)漁業活動や漁業行動の全てを用いることを目的とする「免許」	3(3)漁業	3(4)漁業活動や漁業行動の全てを用いることを目的とする「免許」	評価理由
1 漁業権以降の業者を遵守しない場合に該当する「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定	1 漁業権の免許権者である「免許の権限を適切に実現するためには、漁業行為を実施してはならない」という規定

免許番号	免許権者	行使状況	漁上作業者数	漁上作業日数 (基準)	漁上作業日数 (基準)	漁場収容率	自家生産 苗目 数(本)							
区第1号	堅田漁協	○	1	1	60	300	400	300	0	0	0	0	0	0
区第2号	池端真珠有限会社	○	1	1	100	3000	12000	14000	0	0	0	0	0	0
区第3号	羽根未治	○	1	1	45	792	500	4000	50	50	0	0	0	0
区第4号	中山漁司	○	1	1	20	1000	0	0	0	0	0	0	0	0
区第5号	中山漁司	○	1	1	20	4号二合漁	0	0	0	0	0	0	0	0
区第6号	近江真珠株式会社	○	3	2	100	2000	10000	2400	0	300	500	800	0	0
区第7号	有限会社山本真珠	○	1	1	800	800	0	0	0	0	0	0	0	0
区第8号	株式会社萬保	×							0	0	0	x	0	0
区第9号	西野 優	○	1	0	12	0	150	0	0	0	0	0	0	0
区第10号	川端真珠有限会社	○	1	1	95	0	5166	2000	0	142	142	0	0	0
区第11号	薄木産業株式会社	○	1	80	6000	6500	2	1000	800	30	830	0	0	0
					13,992	18,702	1160	722	1882					

令和4年次 第1種区画漁業権(真珠貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)